

補助事業実施に関する注意事項について

必ずお読みください

平成 30 年度第 2 次補正予算（令和元年実施）
小規模事業者持続化補助金第 1 次採択者の方へ

東京都商工会連合会
持続化補助金地方事務局
Ver. 1.0

この度は小規模事業者持続化補助金の採択おめでとうございます。

この補助金は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路開拓（創意工夫による売り方やデザイン改変等）などの取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

採択された事業者におかれましては、申請にあたって立案された計画に基づき、着実に事業を実施いただくとともに、補助金執行上のルールを厳守していただき、事業活動の繁栄につなげていただくことを事務局一同願っております。

【事業開始にあたって】

「交付規程」及び「補助事業の手引き」を同封しましたので、必ず内容をご確認ください。

【事業開始について】

本採択結果に基づき、交付決定日以降に事業を開始することができます。交付決定日は交付決定通知書の発効日（令和元年 7 月 31 日）となります。

事業開始あたっての諸注意等については、8 月 21 日（水）・22 日（木）・26 日（月）に開催される「採択事業者対象説明会」にてご説明いたしますので、可能な限り説明会終了後に補助事業を始めてください。

なお、説明会前に事業を開始する場合は、必ず都連地方事務局までご一報ください。

【事業の内容について】

申請書に記載した内容に基づいて事業を行っていただきますが、上記「採択事業者対象説明会」において諸注意等を地方事務局よりお伝えします。実際に取組む内容については、地方事務局の説明による諸注意事項等を踏まえた上で実施してください。

また、採択された事業計画の一部変更や経費の配分を変更しなければならない場合は、変更申請書の提出により「中小企業基盤整備機構」の承認を事前に得る必要があります。事後の変更は認められませんので、事業実施の際は担当商工会との連絡を密に行うよう心がけてください。

【補助対象経費について】

採択された内容に基づく支払であっても、内容が不明確な場合や販路開拓に関係しない費用とみなされる場合は、補助対象外経費とされる場合があります。

特にホームページ・チラシ作成や看板等の設置などの広報費に該当する部分につきましては、くれぐれも作成内容等にご注意ください。

広報費に関しては単なる事業所の紹介(P R)に関するものや、通常の営業活動とみなされるもの、採択された事業計画との関連性が認められないもの、作成された広報物のうち未配布のものは補助対象外となります。

また、開発費等で自社での内製に関する費用(人件費等)も補助対象外となります。

その他、補助対象経費の判定が不明な場合は、商工会及び地方事務局へお問い合わせください。

【経費の支払いに関する消費税の扱いについて】

本事業に係る経費の支払いにおいては、下記の事項に当てはまる場合のみ、補助対象経費に消費税を含めることができます。

- 申請書「様式5」の6.消費税の適用に関する事項を、「免税事業者」または「簡易課税事業者」のいずれかを選択し、申請書「様式3-1」の経費明細表の「補助対象経費」で「税込」を選択している。

*上記のいずれかに当てはまらない場合、補助金の算定は全て税抜で行われます。

(途中の変更はできません)

*どちらで申請されたかが申請書上で不明な場合、補助金精算時に税抜で算定されます。

【申請者名義の預金口座の準備について】

事業完了後に提出された実績報告書に基づき、事務局では補助金の精算処理を行い、補助金を採択者の皆様の預金口座に振り込むことでお支払いをいたします。

補助金の支払いは預金口座振込でのみ行われ、且つ採択された採択者名義(会社または個人事業主)以外の預金口座に支払うことはできません。

採択者名義の預金口座をお持ちでない場合は、速やかに口座を開設してください。

- 法人の場合 : 申請した法人名義の口座(代表者の個人名義の口座は不可)
 - 個人事業主の場合 : 申請した代表者名義の口座(申請した屋号が含まれていても可)
- *上記以外の情報が名義に含まれる口座にはお支払いできません。

【その他、注意事項】

採択された内容であっても、内容が不明確な場合や関連書類に不備があった際は補助金のお支払いができません。

事業の実施内容の確認を怠らず、ご不明な点がございましたらお気軽に商工会及び地方事務局へお問い合わせください。